

「ゲノム編集技術を利用して得られた魚類の取扱いにおける留意事項（案）」について

一般社団法人 全国消費者団体連絡会
浦郷 由季

1. 食品衛生上の留意事項について

○魚類においては、育種や品種改良の歴史が浅いこと、魚種によっては遺伝的多様性が高いこと、また受精卵へ直接ゲノム編集ツールを導入するので、当代においては細胞にモザイクが起りやすいが、選抜し交配することで次世代には移行しないことなどが理解できました。

○届出集団の選定においては、標的の変異が全く同じ場所（位置）で、欠失塩基の数が同じであるものを届出集団とすること。また安全性の確保として、外来遺伝子の残存がないことの確認、オフターゲット変異によるアレルゲンや毒性の発生がないことの確認がされていること。その確認は、届出集団そのものでの確認もあるが、届出集団の親世代において、すべての個体が確認されていれば確保されることも理解できました。

○また、毒を持つ魚類においては、ゲノム編集魚類においても食品衛生法の規制に従うことは当然のことと考えます。

以上のことから、今回まとめられた食品衛生上の留意事項は妥当なものと考えます。

今後、他の動物の届出についても、都度留意事項を確認することが必要と思われるので、議論の場を設けていただきたいと思います。

2. その他留意事項について

○リスクコミュニケーションに関しては、これまで何度も申し上げてきましたが、消費者の不安を少しでもなくすために分かりやすく丁寧な説明や、双方向でやり取りできるコミュニケーションの場を設けて理解促進につなげてください。

また、食品としての安全性の確保はもちろんですが、消費者にとっては選択のための表示も重要です。食品衛生法の範疇とは別の整理ということは承知していますが、トレースは可能と考えますので、消費者が表示をもとに手に取ることができるよう、表示を含む情報提供を事業者にしっかりと求めてください。

以上